

## 災害時における相互応援に関する協定書

東京都中野区（以下「中野区」という。）と山形県山形市（以下「山形市」という。）とは、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、中野区又は山形市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合に、その被害に対する応急復旧活動等を迅速かつ円滑に実施するため災害時において相互に応援すること（以下「相互応援」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### （連絡担当部署）

第2条 中野区及び山形市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、いずれかの地域において大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

### （相互応援の内容）

第3条 相互応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な物資、資機材、車両等の提供又は貸与
- (2) 被災者の救出、救護及び防疫並びに施設等の応急復旧等に必要な物資、資機材、車両等の提供又は貸与
- (3) 被災者の救護及び救助並びに応急復旧活動並びに災害復興に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の受入れのための施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に相手方から要請のあった事項

### （応援要請の手続）

第4条 応援を要請する自治体（以下「要請自治体」という。）は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し電話等により応援を要請し、後日速やかに当該事項を記載した文書を応援自治体に提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条に定める応援の具体的な内容及び必要量
- (3) 集結地
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 窓口となる担当者の職氏名
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

### （物資の輸送等）

第5条 応援に係る救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援自治体を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 相互応援に要する経費は、原則として要請自治体の負担とする。

- 2 応援自治体の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する事務及び経費は、応援自治体の負担とする。
- 3 応援自治体の職員が応援業務の遂行中に第三者に損害を与えた場合は、要請自治体はその賠償の責めを負うものとする。ただし、応援自治体の職員の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
- 4 前3項に定めるもののほか、相互応援に要する経費の負担に関し必要な事項については、中野区及び山形市が協議して定めることができる。

(情報の交換)

第7条 中野区及び山形市は、この協定に基づく相互応援を円滑に行うことができるよう、必要に応じ、相互に防災に関する情報等を共有するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、中野区及び山形市が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに中野区及び山形市のいずれからも終了の申出のないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年10月27日

東京都中野区中野四丁目8番1号  
中野区  
中野区長 酒井直人

山形県山形市旅籠町二丁目3番25号  
山形市  
山形市長 佐藤孝弘